

平成 28 年 度

事業計画

目 次

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成 28 年度）	2
第 1 災害救護体制の充実・強化	4
1 救護班の編成と研修	4
2 災害救護訓練	4
3 こころのケア研修	5
4 赤十字防災啓発プログラムの実施	5
5 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄	5
6 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給	6
7 義援金の募集	6
8 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化	7
第 2 国際活動の充実	8
1 途上国等に対する支援	8
2 国際救援要員の養成	8
3 海外救援金の募集	9
4 安否調査	9
第 3 医療事業の充実	10
1 病院運営の健全化	10
2 医療提供体制の充実	11
3 患者サービスの向上	12
4 国際医療支援事業の推進	12
5 医療社会事業の推進	12
6 広報活動の充実	14
7 訪問看護ステーションの活動	14
第 4 看護師の養成	16
1 赤十字看護師養成のための修学支援	16
2 救護看護師の養成	16
3 県内看護大学生の災害看護教育への協力	16
第 5 血液事業の推進	17
1 安定供給	17
2 安全性の確保	19
3 適正な事業運営	20
4 骨髄バンク事業	21
第 6 健康・安全のための知識・技術の普及	22
1 赤十字救急法等講習の開催	22
2 講習普及体制の充実・強化	23
3 健康・安全思想の普及を目的としたイベントの開催および協力	23
第 7 赤十字奉仕団による活動	25
1 防災・減災のための活動	25

2	地域の人々の健康と安全を守るための活動	25
3	赤十字思想の普及と組織強化のための活動	26
4	赤十字事業に協力する活動	27
5	奉仕団活動推進と各奉仕団、支部との連携のための会議の開催	27
第8	青少年赤十字の活動	29
1	学校関係者の理解促進と青少年赤十字活動の普及	29
2	青少年赤十字採用校（園）における活動の充実	30
3	事業実施体制の強化	30
第9	義肢製作所の運営	32
1	利用者の生活の利便性を向上させるための取り組み	32
2	赤十字ならではのサービス活動	32
3	最新情報による知識と適合技術の向上	32
4	利用者の拡大	33
5	障がい者福祉活動の理解促進	33
第10	赤十字精神と社旨の普及	34
1	運動月間等における広報活動	34
2	年間を通じた広報・企画	34
3	赤十字社資の募集	35
4	企業との協働活動の取り組み強化	36
5	千葉県赤十字有功会による支援強化	36
第11	地域における赤十字活動	38
1	地域のニーズに即した赤十字活動の推進	38
2	地域における赤十字活動実施のための基盤強化	38
第12	事業推進のための会議と事業を担う人材の育成	40
1	評議員会	40
2	参与会議	40
3	研修会の開催	41
第13	収支予算の概要	42
1	一般会計	42
2	医療施設特別会計	44

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

取り組みの柱



主な取り組みとめざす方向

- ・救護班要員研修や救護資機材習熟訓練等により救護班要員の知識と技術の向上を図る。
- ・大規模・広域災害を想定した実践的な救護訓練を実施し、近隣支部等との連携強化を図る。また防災関係機関が主催する訓練にも積極的に参加し防災関係機関との連携強化を図る。
- ・救護装備の計画的な整備を行うとともに、災害救援物資を常備することで、救護救援体制の強化を図る。
- ・業務協定の締結機関(団体)と、日頃からの情報共有・実践的な訓練等を通じて連携強化を図る。
- ・地域における防災意識の向上の担い手となり災害時には迅速かつ円滑な救護活動が行えるリーダー的人材の育成を図る。
- ・赤十字奉仕団と防災ボランティアの協力・協働の体制を強化する。
- ・自治会、各団体、企業等を対象に、赤十字防災啓発プログラムを実施する。

- ・カンボジア義肢供給支援・地雷犠牲者救援支援に対し資金援助を行う。
- ・カンボジア、ミャンマー、東ティモールへの救急法普及支援事業及びネパールのコミュニティ防災事業に対し資金援助を行う。
- ・人的支援に貢献するため、支部職員から国際救援要員を養成するとともに、既に国際救援要員である職員を国際医療拠点病院が主催する研修会に参加させスキルアップを目指す。
- ・海外たすけあいキャンペーンを実施する。

- ・経営基盤の安定強化を図るとともに、人財の確保と育成に努める。
- ・高度・救急医療の充実と地域医療連携の強化に努める。
- ・安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療提供の実践を行う。
- ・ミャンマー国内における院内感染対策事業の支援を行う。
- ・医療救援活動の即応体制の強化と保健衛生活動の推進による健康増進活動に努める。
- ・地域とのコミュニケーションを図る新たな情報発信や年間を通じた魅力ある広報活動を実施
- ・「地域に根ざした訪問看護」を実践する。

- ・災害救護、国際救援活動など広く社会貢献できる赤十字看護師の養成を目指す。
- ・日本赤十字学園の看護大学生への奨学金制度による修学支援を行う。
- ・県内看護大学生への災害看護教育の協力

- ・輸血用血液製剤の動向等を的確に把握し需要予測の精度向上を図り、医療機関の需要に対し広域需給管理による安定供給に努めるとともに、血液製剤の適正使用を促進する。
- ・成分献血及び400mL献血を中心とした献血者の受入に対する県民の理解と協力を得るとともに、県・市町村並びに献血推進団体等と連携のもと、必要な血液量の確保に努める。
- ・献血者を安定的に確保するための各種イベントや広報媒体の有効的な活用、複数回献血の促進、若年層への普及啓発、新規献血者の確保など、積極的な啓発活動を推進する。
- ・献血者の安全を確保するため採血副作用や献血者事故の防止に努めるとともに、献血者が安心して快適に献血のできる受入環境の改善・整備を図る。
- ・法令の遵守、インシデントレポートシステムの運用とともに、財政面では、より一層の費用削減や業務の効率化を図り、適正な事業運営に努める。

- ・救命手当・応急手当の知識と技術を講習を通じて普及し、安心で安全な地域づくりに貢献する。
- ・高齢者の介護や自立に役立つ知識・技術を普及する健康生活支援講習を受講者のニーズに応じたプログラムで取り組む。
- ・指導員の育成・確保に努め、指導体制の強化を図るとともに講習資機材の整備により、講習会を効果的に実施する。
- ・救急法の普及を目的として、楽しみながら、いざという時に活かせる救命及び応急手当の知識と技術の向上の機会とするため救急法フェスタを開催する。

- ・災害に強い地域作りに貢献するため、広く県民に対して自助・共助の理解と普及に努める。
- ・住民が健康で安全に暮らせる地域を目指し、各赤十字ボランティア及び青少年赤十字と協働し活動を推進する。
- ・奉仕団活動を通じて赤十字思想の普及に努め、赤十字事業推進の基盤である社員増強・社資募集運動及び、赤十字奉仕団員の増強を図る。
- ・活動の中核となるリーダーの育成に努め、組織の強化を図る。

- ・青少年赤十字指導者(教職員)の理解促進を図るための各種研修会を開催するとともに、活動情報の共有と関係者間の交流の場の提供に努める。また、防災教育プログラムの活用の推進を図る。
- ・青少年赤十字未採用校(園)に対する研修機会の提供、機関紙やホームページの活用等の広報活動を通じ、青少年赤十字の普及促進を図る。
- ・学校現場の実情に即した具体的な活動メニューの提供を行い、活動の充実・定着を図る。
- ・メンバー協議会、国際交流派遣事業、国内交流派遣事業等の県・地区行事を開催し、学校での活動との関連付けにより各採用校(園)での活動の充実に努める。
- ・青少年赤十字指導者協議会との協同により、関係者間の連携を強化し、円滑な活動の展開のための体制整備・環境整備を行う。

- ・障がいのある方々が安心して利用できるよう修理等の緊急時の対応を早期に実現するとともに、利用者の運動能力や生活環境に適した義肢の製作に努める。
- ・高齢等により来所困難な方々への訪問サービスを行うとともに、障がいのある方々へのきめ細やかなサービス活動に取り組む。
- ・常に製作・適合技術の向上に努め、品質の安定化を図る。また、利用者の運動能力や要望に応える製品をつくり、より一層の安心と信頼を提供する施設として取り組む。
- ・ホームページやパンフレットでの広報を行うとともに、タブレットなどを活用し積極的な広報活動に努め、新規利用者の拡大を図る。
- ・見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、赤十字事業への理解を深めるとともに、障がい者への理解を広げる人権教育の場としての取り組みを進める。

- ・年間を通じて、積極的かつ創意的な広報活動を展開するとともに、県民に赤十字活動と社資の用途を明確に伝え、継続的な支援と新たな支援者拡大につなげる。
- ・関係者との連携・協力による従来の社資募集を実施するとともに、寄付者の利便性に配慮した多様な募集環境の実現を図るための取り組みを行う。
- ・企業が参画可能な赤十字活動メニューを選定・提示し、多様な形態での赤十字と企業の継続的なパートナーシップの構築・強化に努める。
- ・有功会員への支部の運営状況等の情報を発信し、更なる支援強化を図る。また、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。

- ・地区区分交付金を積極的に活用した地域性を生かした赤十字活動の充実に努め、情報提供等支援を行う。
- ・関係者間の連携強化のため、会議・研修会を開催する。
- ・赤十字活動マニュアル、情報管理システムの活用により、赤十字業務の標準化・効率化を図る。
- ・地区区分業務実査等により、社員への説明責任を果たせる体制をつくる。

第1 災害救護体制の充実・強化

日本赤十字社の災害救護業務は、医療救護、救援物資の備蓄・配付、災害時の血液製剤の供給、義援金の受付など、災害の発生直後から被災者の自立の見通しが立つまでの間、災害の特性や被災者のニーズ等を踏まえて実施することとされている。

近い将来、発生が予測され、県内に大きな影響を及ぼす可能性のある首都直下型地震（東京湾北部地震）や千葉県東方沖地震、三浦半島断層群地震をはじめ、日本赤十字社が対応計画を策定した南海トラフ地震や東海地震などの大規模災害に対応した救護体制のさらなる充実強化を図るため、救護員の研修及び訓練の実施、救護装備の整備と災害救援物資の備蓄、地域における防災ボランティア体制の充実強化に努めるなど、災害発生時に迅速かつ円滑な救護活動や支援活動が実施できるよう体制を整備する。

また、大規模災害時における日本赤十字社第2ブロック支部の広域救護・救援体制のさらなる強化を図るとともに、県内の防災関係機関との連携を密にし、地区・分区（市区町村）や各赤十字奉仕団・防災ボランティアの協力を得て、迅速かつ円滑な救護活動が展開できるよう救援体制の確立を図る。

さらに、これまでの発災直後の応急対応に加え、復旧・復興期における活動や防災・減災に対する活動に取り組む。

1 救護班の編成と研修

被災地において医療救護活動を担う救護班を引き続き成田赤十字病院に12個班、血液センターに2個班編成するとともに、成田赤十字病院にDMA T（災害派遣医療チーム）2チームを常備する。

災害救護業務に従事する救護要員（医師・看護師等の医療職のほか、連絡調整員を含む）となる職員を対象に研修会を開催し、救護活動を実施するうえで必要な知識と技術の向上を図る。

- 災害看護師養成研修会
- 救護資機材習熟訓練
- 全国赤十字救護班（日赤DMA T）研修会
- 救護班要員主事研修会

2 災害救護訓練

大規模災害が発生した際に第2ブロック支部（関東各都県・山梨県・新潟県）が主体となって広域支援活動を円滑に行うことを目的とした、日本赤十字社本社・第2ブロック支部災害救護訓練に参加し、広域支援体制の検証を行うとともに、千葉県支部における救護体制の充実・強化を図る。

また、自治体（県・市町村）や県警本部等の防災関係機関が実施する合同防災訓練等に参加して連携を密にするとともに、赤十字が行う災害救護業務への理解を広げる。

加えて、海上災害時の救護活動や防災力向上のため、相互に連携・協力の業務協定を締結している千葉海上保安部との平時からの訓練等を通じ、一層の実働関係の強化を図る。

[救護訓練等の実施及び参加]

- 日本赤十字社本社・第2ブロック支部災害救護訓練（東京都）
- 被災地支部災害救護実施対策本部運営訓練（山梨県）
- 日本赤十字社千葉県支部合同防災訓練（三施設合同防災訓練）
- 第37回九都県市合同防災訓練（千葉県主催 茂原市）
- 第37回九都県市合同防災訓練（千葉市主催 美浜区）
- 航空機事故消火救難総合訓練（成田国際空港）
- 千葉県警察本部との合同防災訓練
- 千葉海上保安部との海上多数被災者対応訓練

3 こころのケア研修

被災者及び救護活動に携わる者自身の「こころのケア」は、救護活動を行ううえで重要な要素であり、活動が円滑に行えるよう救護要員に対し、こころのケア研修を実施する。

4 赤十字防災啓発プログラムの実施

東日本大震災などの災害から学んだ知識や教訓を今後の備えとして多くの県民に広めていくために、地域住民や企業を対象に「赤十字防災啓発プログラム」を実施する。

同プログラムでは、千葉県内で今後起こりうる大規模災害をはじめとするさまざまな災害を知るとともに、非常持ち出し品などの日頃の備えや避難行動の注意点、けがをしたときの応急手当の方法、避難所生活で役立つ工夫などの知識や技術を身につけるための講習を行う。

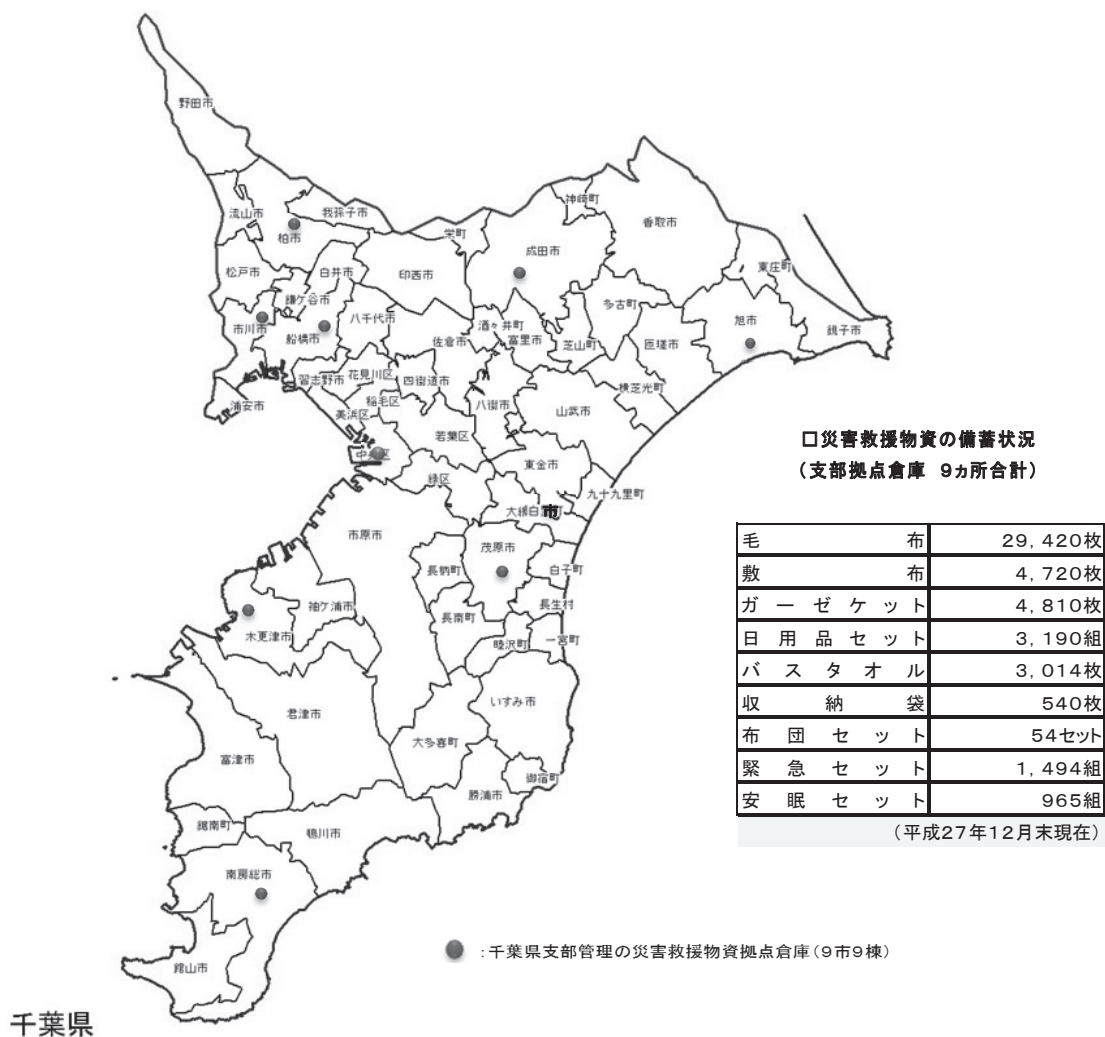
5 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄

(1) 救護活動体制の充実強化のため必要な装備の計画的な整備を進めており、平成28年度は以下を整備する。これらの装備は、支部、施設をはじめ9か所の支部拠点倉庫のほか、必要に応じ地区分区倉庫にも保管する。

- | | |
|--------------|-------------|
| ○救護所関連資材 | ○災害救援車両（更新） |
| ○災害救援物資等保管倉庫 | ○災害用移動炊飯器 |
| ○救急医療用機器 | ○災害時通信機器 |

(2) 災害救援物資については、9か所の支部拠点倉庫に常備しており、災害時には被災者への迅速な配付を行う。

なお、当支部は千葉県生活協同組合連合会と災害時輸送協定を締結しており、日頃からの情報交換に努め、一層の関係強化を図る。



6 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給

災害救助法が適用されない県内における火災や風水害等の災害に対し、地区・分区を通じて毛布や日用品セットなどの災害救援物資を速やかに配付するとともに、被災者に対して見舞金を支給する。

7 義援金の募集

国内において、災害救助法が適用される大規模災害、またはこれに類する災害が発生し、緊急かつ広範囲な救援が必要なときは、義援金の募集・受付を行う。なお、寄せられた義援金は、関係機関の代表者で組織する被災都道府県の義援金配分委員会を通じて被災者に全額配分する。

8 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化

- (1) 県等の防災計画で期待される赤十字奉仕団の役割や活動について周知し、迅速・円滑に救援活動が展開できるよう研修・訓練を実施する。
- (2) 防災ボランティアは、県内7ブロックを単位に体制強化を進めており、活動の中核となる地区リーダーの養成を強化するとともに、地域に根ざした活動を展開する体制として、市町村を単位とする地元社会福祉協議会等と連携した連絡協議会の設置に引き続き取り組む。
- (3) 赤十字奉仕団と防災ボランティアの協力・協働体制を強化するため、研修や地域における訓練・行事等への参加を通して、日頃から顔の見える関係づくりに取り組む。

千葉県地域防災計画において赤十字奉仕団に期待されている役割

「赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕・看護奉仕・炊出奉仕・物資配付奉仕・避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団・関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の機関とも綿密な連絡に努める。」

(千葉県地域防災計画抜粋)

千葉県赤十字地域奉仕団…	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団…	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障がいのある人の介助等）、救援物資の収納管理・配付等
千葉県赤十字安全奉仕団…	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字看護奉仕団…	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団…	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会…	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団…	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団…	避難場所での運営補助（救援物資の搬送及び配付等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団…	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第2 国際活動の充実

世界各地では、今もなお民族対立や政治経済の混乱などに起因する様々な紛争が生じており、多くの難民や避難民が発生している。また、風水害や地震などの自然災害においても多くの被災者が発生している。

このような状況のなか、赤十字の国際救援活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟（以下「国際赤十字」という。）の調整のもと世界的なネットワークにより、緊急救援から長期にわたる人道ニーズへの取り組みまで、多岐にわたり行われている。

平成28年度も千葉県支部では、国際活動に参加し、資金援助を行うとともに、積極的に国際救援要員の養成・派遣を行う。

1 途上国等に対する支援

カンボジアでは、十数年に及んだ内戦により多くの地雷犠牲者が発生しているため、千葉県支部では平成9年からカンボジア義肢センター運営費への資金援助を行っており、平成28年度も引き続きこれを行う。

また、カンボジア、ミャンマー、東ティモールにて行っている救急法普及支援事業及びネパール・コミュニティ防災事業に参画し資金援助等を行う。

- (1) 地雷犠牲者支援 (事業年度：平成9年度～)
- (2) カンボジア救急法普及支援事業 (事業年度：平成26年度～平成29年度)
- (3) ミャンマー救急法普及支援事業 (事業年度：平成26年度～平成29年度)
- (4) 東ティモール救急法普及支援事業 (事業年度：平成26年度～平成29年度)
- (5) ネパールコミュニティ防災事業 (事業年度：平成28年度～平成30年度)

2 国際救援要員の養成

国際医療救援拠点病院*等が主催する各種研修会に職員を参加させ、国際救援要員の養成及びスキルアップを図る。

*「国際医療救援拠点病院」

国際救援の人的貢献の拡充を図り、長期にわたり国際活動に従事できる人材を確保し、その経験や知識を蓄積し、併せて緊急救援要請にも応えられるよう、本社は、次の赤十字病院を同拠点病院に指定している。

日本赤十字社医療センター、名古屋第二赤十字病院、大阪赤十字病院、日本赤十字社和歌山医療センター、熊本赤十字病院

3 海外救援金の募集

海外における困難な状況にある紛争犠牲者や自然災害被災者を支援するため、12月1日から25日にかけてNHKとの共催で地方銀行等の協力を得ながら「海外たすけあい」キャンペーンを実施し、広く県民から海外救援金の募集・受付を行う。

このほかにも、特に大規模な紛争や災害が起き、甚大な被害が発生した時には、その犠牲者・被災者に対する支援活動に用途を限定して、発生直後から救援金募集・受付を開始する。

4 安否調査

ジュネーブ条約に基づき、国際赤十字と共同で行方不明者や家族と連絡が取れない人々の所在調査を市区町村の協力のもとに実施する。

第3 医療事業の充実

成田赤十字病院は、地域の皆様の健康を守ることを第一に、三次救急^{*1}やがん治療等の高度医療を担う県北総地域の中核病院として、地元医師会や関係機関との病診及び病病連携の推進を図り、こころあたたかい医療の実践を行うとともに、地域医療構想^{*2}のもとで地域に必要とされる赤十字病院を目指す。

また、赤十字の基本理念である「人道」の精神に基づき、災害救護活動等赤十字に与えられた使命を果たすよう努める。

1 病院運営の健全化

当院は、赤十字病院としての使命と県北総地域の中核病院としての役割を担うことから、質の高い医療を提供することが求められているが、医師をはじめとする医療従事者の確保が容易でない現状や、高度医療を提供するために必要となる医療機器整備などにかかる資金の確保、さらには医療費抑制政策等外部要因の大きな変動により、経営状況は極めて厳しい状況に置かれている。

このことから、病院運営の健全化に向けて、経営手法のひとつであるBSC（バランスト・スコアカード）の手法を引き続き用い、外部環境及び内部環境の分析を十分に行ったうえで、医療の質と安全の向上、さらには患者サービスの向上を図り、より一層の業務の効率的かつ効果的な運営に努め健全化を図る。

(1) 事業目標

① 1日あたり患者数、年間患者数

ア 入院患者	651.00人	237,600人
イ 外来患者	1,170.40人	284,400人

② 患者1日1人あたり診療収益

ア 入院診療収益	60,200円
イ 外来診療収益	19,200円

(2) 経営基盤の強化

安全・安心の医療を継続的に提供していくためには、的確な経営分析に基づく収入確保や経費節減に取り組み、経営基盤を強固なものとする必要がある。

そのための取り組みとして、診療科の枠をこえた病床の弾力的な運用による有効活用、クリニカルパスの活用推進や退院支援の充実による平均在院日数の短縮、地域消防本部との連携による救急患者の受入強化や医療連携の強化による新規患者の受け入れ拡充といった患者数や診療単価の増加に向けた積極的な取り組みを行い、安定的な収益確保を図る。

また、全職員一人ひとりが経営に対する危機意識・改善意識を持ち一層のコスト削減

への取り組みを進め、継続的な費用の削減に努める。

さらには、昨年度に増設した手術室、NICU 病床及び通院治療センターを本格的に稼働し、稼働率の向上に努める。

(3) 情報共有の推進

医療・介護制度の改革が進められるなか、大きく変化する経営環境に対応するためには、全職員が基本理念に基づくビジョン、さらには経営状況等の院内情報を共有することが強く求められる。

そのためには、積極的な情報発信を行い、情報共有に関する職員の意識改革を進め、すべての職員が経営に参画するための体制を整える。

(4) 人財の確保と育成

人財の確保と計画的・効率的な人財の育成を積極的に取り組む。

ア 医師の確保対策

診療の核となる医師の確保は、医学生・初期臨床研修医対象の病院合同説明会等へ積極的に参加するとともに、県内唯一の医学部を有する千葉大学と各診療科を通じて、より一層の関係強化を図る。

また、システムの導入やチーム医療の推進により、医師の業務負担軽減を図ることで、働きやすい環境作りを推進し、医師確保に繋げる。

イ 看護師確保と離職防止

看護の基本となる看護師の確保は、看護大学生への奨学金支援、県内外の看護学校訪問等により採用推進を図るとともに、働きやすい環境の整備、キャリアアップ支援による離職防止にも努める。

また、看護体験や臨床実習を積極的に受入、看護師育成等にも協力する。

2 医療提供体制の充実

地域医療構想が千葉県保健医療計画に新たに盛り込まれ5疾患4事業^{*3}などの医療連携体制の構築が継続的に進められているなか、当院は循環型地域医療連携システムの役割を果たすため県北総地域の高度急性期病院として、引き続き地域医療提供体制の充実に努める。

(1) 高度・救急医療の充実

日々、高度化している医療水準に対応すべく、高度で先進的な医療提供を行っていくとともに、難易度の高い手術を提供し高度医療の充実に引き続き取り組んでいく。

また、救命救急センターを併設する第三次救急指定病院として、地域の救急医療における役割を果たすため、地域の消防本部と連携強化を図り1次から3次までの緊急な処置が必要な患者を24時間体制で受け入れ、救急入院への体制を強化する。

さらに、地域や関係機関に対し当院の機能及び地域医療連携についての理解を促進し、

地域医療の機能分化を進め、高度急性期医療を担う病院としての役割を明確にする。

(2) 地域医療連携の強化

地域及び患者さまのニーズに応えるため、医師会、歯科医師会及び医療機関との連携を密にし、地域医療の充実に貢献するとともに、診療科単位の地域連携の取り組みを強化し、新入院患者数の増加を図る。

また、後方支援病院の確保や在宅医療への援助など積極的に取り組み、長期の入院とまらないよう逆紹介の推進を継続的に実施する。

(3) 健診事業の充実

地域の人々の健康を守るため、人間ドックによる疾病の早期発見、健康へのアドバイスをを行うなどの健康増進事業を継続的に推進する。

また、人間ドックのレベルを向上させることを目的に、日本人間ドック学会による健診施設機能評価 Ver3.0 を受審する。

3 患者サービスの向上

安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療の提供を推進する。

(1) 患者満足度の向上

患者満足度調査を定期的実施し、患者さまのニーズを把握することで、診療内容、設備、接遇及び待ち時間等、患者さまが求めるサービスの向上に結び付ける。

ア 診療後の待ち時間の短縮

患者さまが最も不満に感じる「診療後の待ち時間」に対し、待ち時間のさらなる短縮のために事務処理手順の見直しを行い、待ち時間の改善に引き続き取り組む。

イ 接遇環境の向上

患者さまの特性とその立場を正しく理解し、職員それぞれがコミュニケーションスキルを磨き、患者サービス向上を図るために研修等を行い接遇力アップを図る。

4 国際医療支援事業の推進

当院とミャンマー連邦共和国保健省との間で協働し、ミャンマー国内における院内感染症発症低減を目標とした、「ミャンマー国内における院内感染対策」について、同国内において自己完結できる院内感染防止活動、感染対策技術を実践することができる人材育成を中心とした技術交流を実施する。

5 医療社会事業の推進

国内外での医療救援や保健衛生活動、地域に密着した社会福祉活動等をより積極的に実施し、すべての人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

(1) 国内外の医療救援活動

東日本大震災の救援活動で得た経験を踏まえ、医療救護活動が迅速かつ効果的に展開できるように関係機関との連携を強化し、発生が危惧される首都直下地震（東京湾北部地震）や千葉県東方沖地震に備え、迅速かつ円滑な救護活動が実施できるよう救護体制のさらなる充実強化を図る。

また、必要に応じ海外での災害等へ国際救援要員を派遣するなど、国際活動にも積極的に参加する。

ア 災害救護活動への備え

常備救護班 12 個班、DMAT^{*42} チームによる即応体制を堅持し、医療資機材の整備に万全を期す。

また、千葉県等行政機関及び関係機関等が主宰する災害救護訓練、防災訓練等へ積極的に参加するとともに、救護看護師養成研修会やこころのケア研修会を開催するなど、救護活動に必要な知識と技術の習得に努める。

イ 災害対応能力の強化

災害対応については、救護班等の派遣による後方支援体制の強化だけでなく、自院の被災等を考慮した医療支援の受け入れ体制の整備を図る必要があることから、DMAT 等他施設からの応援を受け入れる参集拠点病院としての機能強化を図る。

ウ 国際救援活動の充実・強化

国外で起こる様々な災害や紛争等に、派遣要請に応じて直ちに職員を派遣できる体制の確立を図る。また、国際救援要員基礎研修会などの各種研修会へ職員を参加させ、国際的な視野を持った職員を育成し、国際救援要員の充実を図る。

(2) 保健衛生活動の推進

保健衛生活動を推進するため、地方自治体が実施する研修会・講習会、相談及び指導等の事業に積極的に参加協力する。

また、地域に開かれた病院として「公開健康講座」を開催し、地元自治体、医師会等と協力して地域の人々への地域貢献活動として健康増進活動を引き続き推進する。

(3) 救急法等講習会の開催

「救急法」「幼児安全法」「健康生活支援講習」の各赤十字講習会を開催し、地域の人々への積極的な参加を求め、その普及に努める。

特に、心肺蘇生と A E D（自動体外式除細動器）を用いた救命手当等の知識・技術について、多くの人々に正しく理解してもらえよう、積極的に講習会を開催するとともに、多くの方々が受講いただけるよう環境の整備を図る。

また、当院で救急法指導員養成講習会を開催し、講習普及を推進する指導員を職員から養成し、講習普及活動の強化を図る。

(4) ボランティア活動の推進

患者さまのニーズにあった魅力ある活動の場を提供できる環境整備に努める。

また、ボランティアとしての誇りと自覚を持った活動を行うために必要な研修を開催するとともに、県外視察研修会などを通じ、活動の活性化を促進する。

(5) 医療福祉相談活動の強化

院内各部門の連携を密にし、患者さまのニーズを早期に把握できる体制を強化し、疾病を契機に起こる療養上の様々な不安や心配ごとなどに対し、心理的・社会的支援や社会資源の紹介等の充実した相談支援を積極的に行い、早期社会復帰の促進に努める。

また、地域の医療機関との連携に努め、在宅復帰、転院、施設入所等の退院支援を行い、患者家族及び地域における医療、介護、福祉の充実に貢献する。

6 広報活動の充実

大切な地域とコミュニケーションを図る新たな情報発信として、ソーシャルネット・ワーキング・サービス（SNS）などを活用し年間を通じた魅力ある広報活動を実施し、地域の皆様に当院の役割を理解いただき、信頼関係を構築する。

また、ホームページについて、より使いやすく、よりわかりやすいものに改善するとともに、最新の情報を常に更新し、内容の充実を図り、誰もが使いやすいホームページづくりに努める。

7 訪問看護ステーションの活動

地域包括ケアシステムの構築が進められるなか、訪問看護ステーションとしての活動は非常に重要な位置づけとなっており、当院では患者さまの居住する地域のかかりつけ医とケアマネージャーとの連携を密にし、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが出来るよう継続した自宅療養支援を行い「地域に根ざした訪問看護」を引き続き実践する。

[用語解説]

* 1 「三次救急」

救急患者が症状の程度に応じて適切な医療が受けられるよう、県の保健医療計画では救急医療体制の体系的な整備が図られている。

三次救急は、心筋梗塞や脳卒中、多発外傷などの生命に危険が及ぶような重症・重篤な救急患者に対する医療であり、当院の役割はこれにあたる。

これに対し、一次救急（初期救急）は、入院や手術を伴わない医療であり、休日夜間急病診療所や、在宅当番医によって行われる。二次救急は、一次救急の後方医療として入院や手術を必要とする救急患者に対処するための医療であり、病院群輪番制により行われている。

* 2 「地域医療構想」

地域ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための「地域医療ビジョン」

* 3 「5疾患4（5）事業」

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神の5疾患と、救急医療・災害時における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療（小児救急医療を含む）の5事業にかかる医療連携体制をいう。

* 4 「DMAT」

災害派遣医療チーム“Disaster Medical Assistance Team”の略で「ディーマット」と発音する。

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、発災直後の救急治療等を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チームを指す。

その活動は、災害の急性期（概ね48時間以内）における現場活動、病院支援、広域医療搬送等が主な内容である。

第4 看護師の養成

日本赤十字社では、1890年(明治23年)から救護看護師の養成を行っている。

当支部では、災害救護活動や国際救援活動などに従事できる幅広い能力と、赤十字の理念である人道を实践できる豊かな人間性を備えた看護師を養成する。

1 赤十字看護師養成のための修学支援

優秀な看護大学生の修学支援を目的とし「日本赤十字社千葉県支部学校法人日本赤十字学園設置大学看護学生奨学金貸与規程」を設け、卒業後は成田赤十字病院において活躍できる赤十字看護師の確保に努める。

各学年8名計32名に対し、奨学金を貸与する。

2 救護看護師の養成

赤十字看護教育機関以外を卒業した看護師も含め、成田赤十字病院に入職した看護師に対し、赤十字の理念や基本原則に則って、災害時において救護看護師として活動できる幅広い能力を身につけるための研修を実施する。

3 県内看護大学生の災害看護教育への協力

城西国際大学看護学部の災害看護教育に協力し、緊急時・災害時に対応できる知識・技術、態度の習得のため、同学部看護大学生に対して災害看護研修を実施する。

第5 血液事業の推進

千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社の「平成28年度事業計画の基本方針及び予算編成方針」及び関東甲信越ブロック血液センターの「事業運営にかかる基本方針」に基づき、献血の意義理解の促進、献血者の安全確保、関係法令を遵守し、地域血液センターとしての責務である安全な血液製剤の安定した供給の実現を目指すとともに、将来の血液事業を担う人材育成に重点的に取り組む。

1 安定供給

(1) 広域需給管理の充実

県内医療機関の情報把握に努め、需要予測の精度向上により、県内需要に見合った採血体制の構築を図るとともに、関東甲信越ブロック血液センター内における地域血液センターとしての役割を果たし、ブロック内医療機関の血液需要に対してブロック内における採血により応えるため、当血液センターに割り当てられた採血・供給計画の達成を目指す。

危機管理体制の構築としては、災害時における様々なケースを想定し、連絡体制や搬送体制のほか、製品退避施設の確保に係る検討を行うなど、県内の安定供給に支障をきたさないよう努める。

供給計画（輸血用血液製剤）

製 剤 名	全 血 製 剤	赤 血 球 製 剤	血 漿 製 剤	血 小 板 製 剤	合 計
計 画 単 位 数	0 単位	293,000 単位	161,300 単位	344,000 単位	798,300 単位

採血計画

採 血 区 分	全 血 献 血		成 分 献 血		合 計
	400mL	200mL	血 漿	血 小 板	
計 画 人 数	148,690 人	12,876 人	39,379 人	31,137 人	232,082 人

(2) 献血推進のあり方の検討

関東甲信越ブロック血液センターに設置された関東甲信越ブロックにおける献血推進のあり方検討部会において、献血者の安全を守り、医療機関からの需要に応じた採血を実施し、安全な輸血医療に資する血液製剤を製造・供給するため、献血推進及び献血者受入にかかる課題並びに中期的な方針について検討を行う。

(3) 献血者の確保

ア 職員一人ひとりが血液事業の使命を意識するとともに、最新の情報に基づき積極的に献血者確保に取り組む。

イ 移動採血においては、企業、団体等への渉外活動の強化、献血者サービスの向上を

図り、採血計画に応じた献血者の確保に努める。また、部門間の情報共有及び採血実績について検証や見直しを行い、効率的な採血に取り組む。

固定施設においては、施設毎の特性を活かした推進活動や各種イベントを行うことで、複数回献血へ誘導し献血者の固定化を図るとともに、状況に応じた採血種別の切り換え等柔軟な対応が可能な確保体制を構築する。

ウ 千葉県内に根差したメディア、県内スポーツチーム及び学生献血推進団体等と連携し、新規献血者の確保及び若年層を中心とした献血推進の他、高等学校における校内献血の推進を千葉県とともに継続的に行う。また、献血推進2020に基づいた目標（平成32年度までの献血可能人口に対する献血者率を10代で7%、20代で8.1%、30代で7.6%とする）達成に向け、献血者確保に取り組む。

(4) 献血環境の整備

献血ルームについては、「献血ルーム施設整備ガイドライン」に基づき献血者の安全を確保するとともに、献血者に対し「感謝の気持ち」と「おもてなしの心」を持って接することで安心感を与え、継続して献血いただける環境整備に努める。

また、献血バスで実施している献血会場についても、屋内の会場を確保（借用）し、寒暖差の影響が少ないオープン献血（施設内献血会場）への移行に努める。

(5) 適正使用の推進

ア 血液製剤の適正使用を推進するため、医薬情報担当者は輸血医療に対する知識の向上に努め、医療機関関係者と密に情報提供・情報収集を行う。

イ 輸血に関する情報提供・収集にあたっては、輸血認定医、認定技師及び認定看護師等との面談を実施する他、特に中小規模医療機関への情報提供の拡大を図る。

また、院内輸血療法委員会への積極的な参加等により医療機関との情報交換を密にし、血液製剤の適正使用を推進するための情報提供及び収集に努める。

ウ 行政との連携による合同輸血療法委員会等の開催により情報の共有や意見交換を行う。

(6) 供給体制の充実

医療機関のニーズを踏まえ、広域化のメリットを活かした合理的な輸血用血液製剤の供給について、血液事業本部の方針に基づいた関東甲信越ブロック血液センター主導による広域需給管理体制下におけるブロック内の在庫バランス調整、在庫管理の円滑な遂行に、関東甲信越ブロックの一員として積極的に寄与することにより、輸血用血液製剤の有効活用を図り、安定的な供給体制を構築する。

また、県内医療機関への迅速かつ正確な供給体制のさらなる充実を図るため、供給出張所新設等についてブロック血液センターと継続して検討を進める。

(7) 献血登録者の運用

複数回献血くらぶ（当血液センターにおける複数回献血クラブの愛称）については、

特に若年層を中心とした新規登録者の確保強化を図るとともに、効果的な依頼要請及び献血への理解を促すための定期的な情報配信を行い、さらに既会員に対しては年間2回以上協力いただけるよう働きかけ、献血者の安定確保に努める。

(8) 血液事業の理解促進

ア 若年層への啓発活動としては、千葉県教育委員会協力のもとに実施している高校生向け献血セミナーを継続して実施するとともに、高校からの独自の要請にも柔軟に対応して開催件数の増加を図って行く。

中学生向けの啓発活動については、ブロック血液センター主導による「献血セミナー資材開発事業」に沿って取り組んでいくとともに、千葉県支部との連携による中学校職場体験の受入等に積極的に取り組み、献血とふれ合う機会の増加に努める。

また、地元小学校の施設見学「まち探検」の受入や献血体験型イベント「キッズ献血デー」の開催等による小学生を対象とした啓発活動の他、献血推進キャラクター「けんけつちゃん」とのふれ合いと献血啓発紙芝居による「けんけつちゃんキャラバン隊」の活動、地域や各種団体主催イベントへの「けんけつちゃん」の参加等により未就学児層へも献血思想の普及拡大に努める。

イ 献血協賛企業の増加については、献血協力・推進団体担当者との良好な関係を築き、現在の血液需給状況の情報提供と安定的献血者確保の必要性を説明することにより、献血サポーターへの参加を推進する。

ウ 各市町村献血推進協議会総会やライオンズクラブ等の例会へ積極的に出席し血液事業の現状を説明して、献血の必要性和将来に向けての若年層の献血推進に理解を求める。

また、千葉県内のスポーツ団体とのコラボレーションによる広報を展開し、若年層を中心とする全ての年齢層に400mL献血及び成分献血の必要性を訴える。

加えて、イベント会場では、献血啓発スペースを設け、広報資材及び映像素材等を活用し、献血の社会的意義や重要性について普及啓発するとともに、血液製剤の安全性について理解促進を図り、信頼性の確保と持続的な協力体制の構築に努める。

2 安全性の確保

(1) 血液製剤の安全対策の実施

高品質の血液製剤を医療機関に供給することを目的に、GMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）を遵守し、PQS（医薬品品質システム）を上乗せすることにより、品質保証体制を構築する。また、全国のインシデント情報などを活用しながら安全性の向上を図り、事故防止に努める。

(2) 献血者の安全対策

献血者の安全対策については、全国採血副作用検討会、関東甲信越ブロック採血副作

用検討会において、採血副作用防止にかかる国内外の情報を共有し効果的な事例の導入を図る。

職員に対しては、穿刺技術向上の研修と採血副作用手順等の教育訓練を行い、献血会場においては、献血者に対して水分補給と休憩の重要性を説明するとともに、その実施に対応できる環境を設けることに努め、一人ひとりを注視することにより献血者の安全を図る。

3 適正な事業運営

(1) 法令の遵守

献血者の安全性確保及び血液製剤の品質向上に向け、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の関係法令を遵守しブロック血液センターと一体となって管理、運営を行うこととする。

(2) 事業運営体制の充実

ア 血液製剤の品質及び危機管理体制の整備については、本社血液事業本部の方針に基づきブロック血液センター主導により取り進め、災害時はもとより当血液センターにおける緊急時の指示連絡等の管理体制の構築に努める。

イ インシデントレポートシステムについては、事業の安全性を確保することを目的に、集められた情報をPDCAサイクルによる改善活動を通じて事故の発生防止に努め、業務の安定化、適正化を図る。

(3) 事業の効率性

ア 平成25年度から全国的に導入された事業評価において、当血液センターにおける事業活動の現状及び課題を把握し改善を図る。

イ 血液事業本部より示された事業目標（400 mL献血者率92%以上）の達成を目指す。また、献血会場における1稼働あたりの400mL献血者数を45人以上として採血効率の向上に努める等、効率的・効果的な献血者確保に努める。

(4) 健全な財政運営

財政運営については、ブロック血液センター主導のもと、地域血液センターとして一層の費用削減や業務効率化を図り、より健全な財政運営に努める。

(5) 人材育成への取組み

ア 人材の確保

事業を適正に実施し組織を安定的に発展させるため、「適切な人材」の確保につながる採用方法等についてブロック血液センターと継続して検討を進める。

イ 人材育成体制の充実強化

職員一人ひとりが、血液事業を支える能力を身につけ向上していくよう人材育成体

制を充実強化する。

ウ 強い中堅層及び次世代リーダーの育成

人材育成を通して組織の中核となる「強い中堅層」を作り上げ、その「強い中堅層」の中から組織を牽引する「次世代のリーダー」を育成する。

4 骨髄バンク事業

造血幹細胞移植を必要としている患者の救命のため、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供と推進に関する法律」を遵守し、国と造血幹細胞提供支援機関と共に、骨髄バンク事業の推進とドナー登録者の確保に努める。

第6 健康・安全のための知識・技術の普及

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、救急法等5つの講習(救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法)を通して、いのちと健康を守る知識と技術を広く県民に普及し、健康・安全に対する意識の醸成と高揚を図る。

また、災害時における「自助」「共助」の重要性が再認識されるなか、赤十字救急法等の講習普及が地域防災力の向上にも活かされるよう、地域での講習を積極的に開催する。

1 赤十字救急法等講習の開催

千葉県支部や成田赤十字病院など赤十字施設での開催はもとより、自治会や町内会での地域力向上、学校での児童生徒への安全教育、企業での研修など要望にあわせた講習会を開催する。

救急蘇生法の指針となるJRC蘇生ガイドライン2015の発表に伴い、当該ガイドラインに沿った新しい一次救命処置の内容を救急法、幼児安全法を中心に普及する。

(1) 救急法講習の開催

意識障害や呼吸停止、心停止など直ちに手当が必要な傷病者に対する一次救命処置(心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去)、日常生活における事故防止、けがや傷病に対する手当などの知識と技術を普及する。

○ 若年層への救命手当の普及

学童期から救命手当の知識や技術を学習することで、人命救助の意識を高めるとともに、自らのいのちの大切さを学ぶ講習会を開催する。

(2) 水上安全法講習の開催

周囲を海や河川に囲まれ自然水域の豊富な県土にある支部として、水の事故から自他の生命を守るための正しい知識、救助に必要な泳法、溺者救助の方法などを普及する。

○ 教職員対象水上安全法短期講習の開催

水泳指導に活用できる事故防止や安全監視の知識、着衣泳(自己保全の方法)指導に活用できる技術について講習会を開催する。

(3) 雪上安全法講習の開催

雪上のレジャー・スポーツなどを安全に楽しむため、雪上の事故から生命を守るための知識・技術を身につける方法を本社と協力して普及する。

(4) 健康生活支援講習の開催

健やかな高齢期を迎えるため、自身の健康管理・健康増進、介護予防や高齢者の介護・自立支援のための知識と技術を普及する。

○ 災害時高齢者生活支援講習の開催

被災した高齢者の避難所生活に焦点をあて、高齢者自身やその家族、さらにボランティアに関わる方々に必要な知識と技術について短期講習会を開催する。

○ 健康生活支援講習短期講習の開催

高齢者が住みやすい地域づくりを目指し、自身の健康寿命の延伸や地域社会におけるボランティア活動の担い手を育成するため、短期講習会を開催する。

(5) 幼児安全法講習の開催

子どもを大切に育てるために、乳幼児期に起こりやすい事故の予防と手当、かかりやすい病気と症状に対する手当などの知識と技術を普及する。

○ パパとママのための赤十字救急法スクールの開催

地域の子育て支援の一環として、赤十字奉仕団と協力して子育て中の保護者が受講しやすい環境に配慮し、託児付短期講習会を開催する。

2 講習普及体制の充実・強化

講習を効果的に実施するため、指導員の養成や講習資機材の整備など講習指導体制を整える。

また、地域の安全・安心のまちづくりに貢献するとともに、地区・分区や地域の奉仕団員と協働して講習を開催し、赤十字活動への理解を定着させる。

(1) 講習指導員の養成

指導員養成講習を実施し、指導員の養成・確保に努め、指導体制の強化を図る。

- 救急法指導員養成講習 1回 20名養成
- 水上安全法指導員養成講習 1回 20名養成

(2) 講習指導員の指導力の強化

指導員研修会等を通して、指導員に必要とされる知識・技術の維持向上、指導力の強化を図る。

(3) 赤十字奉仕団等との協力体制の強化

県内すべての地域で救急法等講習会が開催されるように、地区・分区、各奉仕団へ働きかけるとともに、協力体制を構築する。

- 地区・分区、奉仕団等が開催する講習の奨励
- 奉仕団によるパパとママのための赤十字救急法スクール託児支援
- 奉仕団による講習指導のサポート

3 健康・安全思想の普及を目的としたイベントの開催及び協力

救急法等講習の普及を目的として、日々における事故防止の意識を高めることを主眼に置き、楽しみながら、いざという時に活かせる救命及び応急手当の知識と技術の向上の機会とするため、「救急法フェスタ」を開催する。

また、県内で開催されるイベント等に協力し、一次救命処置や応急手当、災害時のボランティア活動に役立つ技術を学ぶ体験コーナーなどを展開し、健康・安全のための知識を普及する。

- 「救急法フェスタ 2016」の開催
平成 28 年秋 千葉市内で開催予定
- 県内イベントへの協力
市民祭り、地域奉仕団一日赤十字、九都県市合同防災訓練、自治会防災訓練等

〔平成28年度 救急法等講習計画〕

講習名	講習区分	回数	人数
救急法	基礎講習	160	4,800
	救急員養成講習	80	2,000
	短期講習	800	24,000
	資格継続研修	20	400
	小計	1,060	31,200
水上安全法	救助員養成講習Ⅰ	5	175
	救助員養成講習Ⅱ	2	30
	短期講習	15	750
	資格継続研修	4	40
	小計	26	995
雪上安全法	資格継続研修	1	5
	小計	1	5
健康生活支援	支援員養成講習	25	375
	短期講習（災害時高齢者生活支援講習を含む）	100	2,750
	資格継続研修	3	15
	小計	128	3,140
幼児安全法	支援員養成講習	12	180
	短期講習（パパとママのための赤十字救急法スクールを含む）	150	3,000
	資格継続研修	4	40
	小計	166	3,220
合 計		1,381	38,560

*基礎講習・養成講習…各講習規定に基づく時間により実施。学科と実技の検定を行い、一定の成績を修めた方には、認定証を発行。

*短期講習……………基礎講習・各養成講習の一部を短時間（概ね2～3時間程度）で実施。

*資格継続研修……………講習規定に基づく時間により実施。受講により資格（救急法救急員、水上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ、雪上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ、幼児安全法支援員、健康生活支援講習支援員）を更新する。

第7 赤十字奉仕団による活動

地域の住民や地区・分区をはじめとする各機関・団体との信頼関係を深め、住みよい社会と災害に強い地域の構築に貢献することを目的として以下の活動を行うとともに、赤十字の理念と地域のニーズに基づき、他の赤十字ボランティアや青少年赤十字と協力し、先見と創意工夫をもって自主的かつ積極的に活動に取り組む。

加えて、団員増強に取り組み、活動の輪を広げるとともに、活動の中心となるリーダーの養成と活用に力を入れる。

1 防災・減災のための活動

災害に強い地域作りに貢献するため、広く県民に対して自助・共助の理解と普及に努める。また、災害発生時のニーズに応えるため、以下の活動を行う。

- (1) 赤十字防災啓発プログラムの普及
- (2) 災害時の活動を念頭においた技術の習得
- (3) 九都県市合同防災訓練をはじめ、地域防災計画等に基づいた防災訓練等への参加と平時における各機関・団体との連携構築
- (4) 日常及び災害時の高齢者や障がい者、外国人などの支援

2 地域の人々の健康と安全を守るための活動

住民が健康で安全に暮らせる地域を目指し、各赤十字ボランティア及び青少年赤十字と協力し、以下の活動を行う。

- (1) 救急法等講習会の開催
- (2) 献血推進活動
 - ア 夏期・冬期特別献血の実施
 - イ 移動採血車や献血ルームでの呼びかけ等
 - ウ 若年層への恒常的な献血の普及・啓発活動
- (3) 地域高齢者生活支援及び子育て支援
 - ア 高齢者支援活動モデル地区の指定
 - イ 高齢者訪問支援活動
 - ウ パパとママのための赤十字救急法スクール託児支援
 - エ その他の地域福祉活動
- (4) 青少年赤十字採用校及び地域の学校における防災・福祉学習への支援
 - ア 高齢者疑似体験、車いす体験の実施
 - イ 防災学習への協力
 - ウ 救急法等短期講習の開催

エ 着衣泳教室の実施

オ 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンター、スタディー・センターへの運営協力

カ 指導技術等研修会の開催

(5) 地域の人々のニーズに基づいた活動

ア 臨時救護等の実施

イ 医療通訳・翻訳

(6) HIV/AIDS 予防啓発活動

ア ピア・エデュケーションの手法を用いた啓発活動

イ ピア・リーダーの養成

3 赤十字思想の普及と組織強化のための活動

奉仕団活動を通じて赤十字思想の普及に努め、赤十字事業推進の基盤である社員増強・社資募集運動及び赤十字奉仕団員の増強を図る。また、奉仕団の組織を強化し、リーダーとなる人材を育成するため、以下の活動を行う。

(1) 各地区・分区における「一日赤十字」などの地域住民を対象とした行事の開催

(2) 各ブロックにおける「赤十字のつどい」の開催

(3) 赤十字運動月間キャンペーンへの参加（5月）

(4) 赤十字奉仕団による社資募集活動

(5) 義援金、救援金の募集活動

(6) NHK海外たすけあいキャンペーン（12月）

(7) 広報活動

ア 支部の作成する広報媒体を用いた広報活動

イ 奉仕団のホームページの充実とSNS等の活用

ウ 各奉仕団における機関紙の発行及び地域広報紙の活用

(8) 人材育成

ア 基礎研修会

赤十字奉仕団員としての基礎的な知識・技術を身につける研修の場として、地域奉仕団は「一日赤十字」などを活用した研修を開催し、特別奉仕団は支部における集合型の研修会を開催する。

イ 中級研修会

活動の中核となる団員を対象に地域奉仕団及び特別奉仕団合同の「レッドクロス・ボランティアスクール」を開催する。

ウ 上級研修会

各奉仕団のリーダーとなる団員を対象に、地域奉仕団及び特別奉仕団合同の「リー

ダー研修会」を開催する。

エ リーダーフォローアップ研修会

上級研修修了者を対象に、フォローアップ研修会を開催する。

オ 本社主催の研修会

- 地域・特殊奉仕団対象赤十字ボランティア・リーダー研修会への参加
- 青年奉仕団対象ボランティア・リーダー研修会への参加
- 青年奉仕団対象 HIV/AIDS ピア・リーダー養成研修会への参加
- 赤十字奉仕団支部指導講師研修会への参加

カ 赤十字奉仕団支部指導講師研修会の開催

キ 各奉仕団における実践的な団員研修会の開催

- 研修内容及び研修修了者の活用を検討するための運営委員会の開催

4 赤十字事業に協力する活動

赤十字関係施設において、近隣奉仕団を中心として奉仕活動を実施する。

- (1) チャリティーコイン仕分け、裁縫奉仕、衛生材料作り等
- (2) 献血ルーム及び街頭献血会場における献血の呼びかけや献血者への接遇等
- (3) 成田赤十字病院における患者等支援活動
- (4) 支部主催行事等への参加と協力

5 奉仕団活動推進と各奉仕団、支部との連携のための会議の開催

- (1) 支部委員会の開催
- (2) 地域奉仕団正副委員長・常任委員会議の開催
- (3) 市区町村委員長会議の開催
- (4) 各特別奉仕団委員会の開催
- (5) 運営委員会の開催

赤十字奉仕団員の信条

- 一、すべての人人のしあわせをねがい、陰の力となって、人人に奉仕する。
- 一、常に、くふうして、人人のために、よりよい奉仕ができるよう努める。
- 一、身近な奉仕をひろげ、すべての人人と手をつないで、世界の平和につくす。

(赤十字奉仕団規則第2条)

千葉県の赤十字奉仕団

1. 地域奉仕団

市区町村単位で組織し「人道の精神」のもと、地域のニーズを探り、より良い地域社会をめざす活動を展開する。

2. 特別奉仕団

青年奉仕団

18歳から35歳までの団員で構成され、赤十字事業に協力するほか、独自に防災・減災、HIV / AIDS 予防啓発活動などに取り組んでいる。

3. 特殊奉仕団

(1) 安全奉仕団

赤十字救急法等講習会のボランティア指導員として、講習普及に努める。

(2) 看護奉仕団

看護師資格者で構成し、看護技術等を活かし、健康相談や臨時救護活動を展開する。

(3) 語学奉仕団

語学力を活かし、通訳や翻訳活動で外国人の命と健康、尊厳を守る活動を展開する。

(4) 成田赤十字病院ボランティア会

成田赤十字病院を活動の場として、入院患者及び外来患者等に対して心の安らぎを与える活動を推進する。

(5) 特殊救護奉仕団

無線通信等の特殊技術と併せ持つ救急法の技術を活かし、有事の際の情報収集・伝達等機動的な救護活動を展開する。

(6) 安全水泳奉仕団

水の事故から生命を守るための知識・技術等の普及に努める。

(7) 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字の元指導者（教職員）で構成し、青少年赤十字指導者協議会と連携協力して青少年赤十字活動を普及推進する。

* 「共通活動項目」

- ① 少子高齢社会に対応した地域老人福祉活動または児童の健全育成活動
- ② 非常災害に対する防災、救助活動
- ③ 赤十字思想の普及及び社資増強に対する支援対策

第8 青少年赤十字の活動

青少年赤十字は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、学校や地域における日常生活の中での実践活動を通じて、望ましい人格と精神を自ら形成することを目的として、採用校（園）において、さまざまな活動を展開している。

平成28年度は、県内における青少年赤十字の普及・充実のため、青少年赤十字の指導体制の強化を図るとともに、県内の幼稚園・保育園から高校までの採用校及び未採用校（園）に対して、青少年赤十字の理解と促進を図る。

また、青少年赤十字活動の活性化を図るため、採用校（園）においては3つの実践目標である「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の具体的な活動の実践の推進、赤十字諸原則の学習と国際人道法の精神の理解を促進し、メンバーの増強と資質の向上に努めるとともに、関係者との連携を強化し、事業の円滑な実施体制の構築に努める。

さらには、赤十字奉仕団をはじめとした関係者のもとで、防災教育を「総合的な学習の時間」や「道徳教育」等の中での「生きる力」の育成ととらえ、採用校・未採用校にかかわらず、一層の充実・強化・推進に努める。

青少年赤十字の3つの実践目標

- (1) 健康・安全……………生命と健康を大切にする。
- (2) 奉 仕……………社会や人のために尽くす責任を自覚し、実行する。
- (3) 国際理解・親善……………広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う。

青少年赤十字の態度目標

- (1) 気 づ き……………注意深い生活を心がける習慣を養う。
- (2) 考 え……………社会の問題やニーズに気づき、その原因と解決のための道筋や方法を考える。
- (3) 実行する……………問題解決のために具体的な活動を実行する。

1 学校関係者の理解促進と青少年赤十字活動の普及

(1) 青少年赤十字の理解促進・指導者（教職員）の資質向上

青少年赤十字未採用校（園）の教職員を対象とした、教育現場で活かせる技術の提供を通じ、県内における青少年赤十字活動の普及に努めるとともに、採用校（園）において指導者の養成と指導体制の強化を図るため、対象に応じた青少年赤十字関連の研修の充実を図る。

(2) 広報活動の強化

活動情報の共有による青少年赤十字活動の活性化と、採用校（園）や未採用校（園）

関係者、県民に対する青少年赤十字活動への理解促進のため、機関紙やホームページを活用し、積極的な情報提供に努める。

2 青少年赤十字採用校（園）における活動の充実

(1) 実践目標具体化のための活動メニュー・活動機会の提供

総合的な学習の時間や防災教育、道徳教育や特別活動のなかで青少年赤十字活動のメニューの紹介を行うことにより、各校（園）における青少年赤十字活動の活性化と定着を図る。

また、各種学習資料・学習機会の提供、各種奉仕団との連携による人材派遣を通じて、救急法等講習会（健康安全プログラム）、奉仕活動・福祉体験学習の促進、一円玉募金の推奨等を行い、青少年赤十字の三つの実践目標の具体的な実践活動を推進することにより、メンバーの増強と資質の向上を図る。

(2) 児童・生徒を対象とした学習機会の提供

各学校（園）での活動のリーダーとなるメンバーを養成するため、児童・生徒を対象とした地区青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター、県青少年赤十字スターディー・センターの充実を図るほか、本社主催各種研修会等へのメンバーの派遣、支部・病院・血液センターでの児童・生徒の受け入れ等体験学習の機会を提供することにより、青少年赤十字への理解促進を図る。

(3) 各種交流行事の充実による活動の促進

県内の青少年赤十字メンバー及び指導者が一堂に会する「千葉県青少年赤十字大会」を開催し、各採用校（園）における取り組みの共有と関係者の相互交流を行うことにより、青少年赤十字採用校（園）の活動を促進する。

また、同世代の青少年赤十字メンバー相互の活動報告及び意見交換を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図るため、メンバー協議会・交流会の充実を図る。

(4) 国内外への青少年赤十字メンバー派遣事業

青少年赤十字の実践目標の1つである「国際理解・親善」の具体的な活動として、海外へ中学生・高校生メンバー及び指導者を派遣し、現地赤十字メンバーとの交流を通じ、青少年赤十字活動の振興を図るとともに、本社主催国際交流事業に伴い、海外の赤十字（赤新月）メンバーの受入れを行う。

また、日本赤十字社に関連のある地を訪ね、赤十字への理解を深めるとともに、他県の青少年赤十字メンバーとの交流を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図るため、小学生メンバー及び指導者を県外（佐賀県・熊本県）へ派遣する。

3 事業実施体制の強化

(1) 青少年赤十字の研究促進

採用校（園）における青少年赤十字活動の充実を図るとともに、未採用校（園）への啓発に努め、青少年赤十字の振興を期することを目的に、県内青少年赤十字採用（園）校から青少年赤十字研究推進校を指定し、青少年赤十字活動の研究促進を図り、研究の成果を発表する。

(2) 関係機関との連携強化

青少年赤十字指導者協議会との協同により、学校現場の実情に即した活動方針及び事業計画の策定と事業の運営に努める。

また、各種赤十字奉仕団と青少年赤十字の組織との連携強化を図るため、青少年赤十字・赤十字奉仕団連絡協議会の推進を図るとともに、千葉県教育委員会・千葉市教育委員会の連携・協力を得て活動の円滑な運営を図る。

第9 義肢製作所の運営

医療技術が日々進歩するなかで求められる補装具^{*1}も義肢^{*2}から装具^{*2}へと需要にも変化が見られ、個々のニーズも多様化してきている。このような状況を踏まえ、身体に障がいのある方々に対して、安心して生活が送れるようより質の高いサービスを提供し、障がいによる日常の不便を軽減し”苦痛を和らげる”ための事業を展開する。

なお、昭和27年の開設以来、義足の製作を中心に行なってきた経験と技術を活かし、今後も県民の皆様が安心して利用できる当製作所ならではの特徴ある運営を行なっていく。

1 利用者の生活の利便性を向上させるための取り組み

アフターサービス・メンテナンスサービスに重点を置き、その中でも緊急を要する修理などの支援に努め、故障などで利用者が不便を強いられている状況を早期に改善し、障がいのある方々が安心してより良い日常生活を送れるよう施設の環境を整備し、最適な補装具を提供する。

また、近年利用者の高齢化に伴い義足に使用される部品などの選択にも変化が見られ、機能や性能よりも軽量化や装着のしやすさなどが求められてきていることから、運動能力や生活環境に合わせた義肢を製作し利用者の負担軽減に努める。

2 赤十字ならではのサービス活動

障がい者の高齢化などで来所困難な方々が増え、訪問を希望される方が増加している現状から、自宅や入所施設などへ出向き補装具の修理や調整などを行う訪問相談を行っているが、軽微な修理・調整などにおいても障がいのある方々にとっては生活に支障をきたすため、より積極的に自宅などへ訪問し、利用者の立場にたったきめ細やかなサービスに努める。

また、千葉県障害者相談センター及び千葉市障害者相談センターが実施する出張相談へ積極的に参加し、遠隔地及び来所困難な方々の利便を図る。

3 最新情報による知識と適合技術の向上

職員一人ひとりが常に製作・適合技術の向上に努め、より良い製品を製作するために、品質の安定化を図り、利用者の能力や要望に沿うような製品作りに取り組み、より一層の安心と信頼を提供する施設として取り組む。

利用される方々のために当製作所の義肢装具士^{*3}は、医療の専門職としてコンプライアンスを厳守するとともに、技術の研鑽と知識の向上に努める。そのため職員一人ひとりが福祉や医療などの情報を敏感に察知し、最新の知識・適合技術の収集・習得に努め、利用者へのサービスの幅を広げることで、最良の義肢・装具を提供する。また、OJTにより技

術の均一化と製作・適合技術の向上に努めるとともに、作業の効率化を図り、コスト削減に取り組む。

4 利用者の拡大

新規の顧客を獲得するため、職員の製作能力を高めるとともに、インフォームドコンセントや徹底した補装具の調整・適合により顧客との信頼関係を構築し、継続的な利用につなげる。また、タブレットPCなどを活用し、県や市の相談センターや市町村の障がい者支援担当課などに情報提供を行い、義肢・装具の機能向上、利用者のQOL向上を図る。

ホームページやパンフレットなどを活用した広報活動に努め、市町村の障がい者支援担当課や医療機関などの中間顧客からの認知度を高め、受注獲得に努める。また、日本赤十字社が行なっている事業としての信頼を他社との差別化につなげ、赤十字の普及とともに利用者の拡大を図る。

5 障がい者福祉活動の理解促進

見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、義肢製作所の活動を通じて赤十字事業への理解を深め、併せて障がい者への理解を広げる道徳教育の場とするとともに、交通事故などの事故防止の啓発に努める。また、医療福祉系の大学や専門学校から実習生を受け入れ、臨床実習の場を提供し医療・福祉教育への貢献と赤十字事業への理解と協力を促す。

日本赤十字社千葉県支部義肢製作所

赤十字活動の基本である人道の原則にのっとり

- 一、私たちは利用される方の立場になり、常に最良の補装具を提供します。
- 一、私たちは利用される方の「希望とほほ笑みある生活」を支えます。
- 一、私たちは「共に生きる」明るい笑顔の街づくりを願い、社会参加を応援する福祉施設として活動します。

[用語解説]

* 1 「補装具」

身体の失われた部分を補う義肢など、および機能的欠陥を補助して支持力や運動力を付加する装具などの総称。義肢（義手・義足）・装具・車いす・杖・義眼・補聴器がこれにあたります。

* 2 「義肢・装具」

義肢とは切断により四肢の一部を失われた場合に、元の手足の形態または機能を復元するために装着、使用する人工の手足（JIS用語）のことです。大別すると義足・義手に分かれます。また、切断した部位によって細かく名称が分かれます。

装具とは四肢・体幹の機能障害の軽減を目的として使用する補助器具（JIS用語）

のことをいいます。上肢や下肢、体幹の働きや動きに障がいのある方が装着して変形の防止、運動の補助などを目的に使用されます。疾患部位や程度、目的別で様々な装具があります。

* 3 「義肢装具士」

義肢装具士法で「厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とするものをいう。」と定義されております。

第10 赤十字精神と社旨の普及

日本赤十字社の事業の進展を期するうえで、組織の根幹である社員の増強と社資の確保は最も基本的かつ重要な課題である。

このため、多くの県民の理解と共感を得て赤十字活動への自発的な参加を促進するとともに、社資の増強につなげるため、5月・6月の赤十字運動月間に集中的な広報・募集活動を行うほか、年間を通して赤十字の活動情報を積極的に提供する。

1 運動月間等における広報活動

5月・6月の「赤十字運動月間」、12月の「NHK海外たすけあい」キャンペーン期間中は、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字に関連するイベント等が実施される。この期間は、広く県民に赤十字を広報する絶好の機会であることから、積極的かつ創意的な広報に取り組み、赤十字の理解者を増やし新たな支援につなげるよう努める。

(1) 赤十字運動月間における広報活動

ア 地区・分区を通じた地域に密着した広報

(ア) 自治会・町内会用チラシの各戸配布または回覧による活動計画及び活動報告の周知

(イ) 地域で開催される社資募集説明会等における社資募集協力者（奉仕者）への周知

(ウ) 地区・分区や地域奉仕団による地元メディアや各地域広報誌の活用

(エ) 各地区・分区における地域開催の各種イベントへの参加

イ 支部が行う広報活動

(ア) 千葉ロッテマリーンズとの協働による、QVCマリフィールドの来場者に向けての赤十字活動の広報と周知（デイゲームの1日を赤十字応援デーとして展開）

(イ) 地方紙への支部活動広告の掲載

(ウ) 地域電波を活用した運動月間の周知

(エ) 「県民だより」への活動・決算報告の掲載（9月号）による周知

(2) NHK海外たすけあい期間（12月）における広報活動

ア 本社作成資材及びインターネットの活用

イ 奉仕団、青少年赤十字との協働によるイベントの実施

2 年間を通じた広報・企画

広報紙やホームページ等の広報媒体や報道機関による取材活動・報道を通して、支部が行う事業や活動はもとより、地区・分区及び赤十字奉仕団が行う活動を積極的かつタイムリーに発信し、広く浸透させることにより、赤十字へのさらなる支援体制の強化を図る。

また、イベント等の開催により、赤十字の事業や活動を知っていただく機会を設け、赤

十字への興味と関心を広げ、赤十字への理解促進につなげるよう努める。

(1) 広報媒体による広報活動

日本赤十字社本社及び千葉県支部が保有する広報媒体を活用し、事業や活動を具体的に周知することで、支援者はもとより、広く県民に赤十字を知っていただく広報に努める。

ア 支部機関紙等の定期発行

支部及び地区・分区、赤十字奉仕団が行う県内の赤十字事業・活動を伝える媒体として、広報紙を定期発行し、地区・分区や寄付者、奉仕団員の方々に配布する。

○ 支部機関紙「赤十字 NOW」(年4回)

○ ニュースレター(随時)

イ 本社発行月刊紙「赤十字 NEWS」の提供

全国的な赤十字の動きを伝える媒体として、本社発行の月刊紙を地区・分区や奉仕団員等へ配布する。

ウ ホームページの運用

ホームページを活用し、支部及び地区・分区、奉仕団員等が行う身近な事業や活動を紹介する。

(2) 千葉県赤十字会館を活用した広報活動

見学や体験学習で赤十字会館を訪れる方々を対象に、日本赤十字社が行う事業や活動を見聞する機会を提供し、国際救援活動や災害救護活動等への理解促進を図るとともに、ジュネーブ諸条約の意義・遵守の必要性を広く普及させる。

(3) イベント等による広報活動

他団体・企業と協働し、特に子どもや若年層を対象とした赤十字事業関連イベントを開催し、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」赤十字の使命を広く普及させるとともに、赤十字事業・活動への興味関心及び参加意欲の醸成につなげるよう努める。

(4) イメージ戦略による広報活動

赤十字マークの露出度を高めるとともに、公式マスコット・キャラクター「ハートラちゃん」を積極的に活用し、赤十字への興味と関心につなげ、赤十字活動への参画を促す。

3 赤十字社資の募集

自治会・町内会、協賛委員、地域奉仕団などの理解・協力を得て実施する戸別訪問による個人社資の募集、及び地域奉仕団による地元企業や商店街への訪問による法人社資の募集を行うほか、地区・分区の理解を得ながら支部としても寄付者の利便性に配慮した多様な社員募集・社資募集環境の実現を図るための取り組みを行う。

なお、社資募集にあたっては、社員制度の意義や社資の用途、活動実績について説明し、共感と支持を得ていくことが重要であり、このことに留意した広報活動を合わせて実施す

る。

(1) 個人社資の募集

- ア 自治会・町内会、協賛委員、地域奉仕団などの協力による戸別訪問での社資募集
- イ 公共機関職員、関係施設及びパートナーシップ構築企業における職域社員の拡大
- ウ 口座振替、クレジットカード決済等での社資募集の積極的な取り組み
- エ ダイレクトメールによる県民（義援金・救援金寄託者等）への社資協力の依頼
- オ 信託銀行や税理士協会、公証人協会などへの相続財産の遺贈等による寄付についての積極的なアプローチ

(2) 法人社資の募集

- ア 赤十字活動や社資の用途を明確にした資料を用いた地域奉仕団による企業訪問
- イ 県経済界において指導的役割を担っている経済7団体*に対する後援依頼の継続、その他後援団体の開拓
- ウ 支部職員による企業訪問
- エ ダイレクトメールによる県内法人への依頼
- オ 周年記念企業への社資協力等の依頼

* 「経済7団体」

一般社団法人千葉県法人会連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、一般社団法人千葉県経営者協会、千葉県経済同友会、一般社団法人千葉県経済協議会、一般社団法人千葉県商工会議所連合会（順不同）

4 企業との協働活動の取り組み強化

近年、社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会（地域）貢献活動を経営戦略の一つに位置付ける企業が規模の大小を問わず増加している。支部では、企業の社会（地域）貢献活動の受け皿となる事例を提示し、活動資金に限らない多様な形態での赤十字と企業の継続的なパートナーシップの構築に努める。

また、広く企業の赤十字活動への参画を呼びかけるため、マスメディアや企業・支部ホームページによる協働事業の紹介を行う。

5 千葉県赤十字有功会による支援強化

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会への加入を勧奨するとともに、講演会やチャリティー行事、会員相互の情報交換等の場を提供し、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。

また、支部の現況などを説明し、赤十字活動資金の協力を積極的に呼びかけ、支部に対する支援強化を図るとともに、会員の赤十字への支援に対する意識の高揚を促す。

日本赤十字社の「社員」と財源

日本赤十字社法(昭和27年制定)および同定款では、日本赤十字社は「社員をもって組織する」、「社員は社費として毎年500円以上を納入する。」とされています。

ここでいう「社員」とは、株式会社などの会社員という意味でなく、社団法人の社員または会員と同様のものです。

県民の皆様には、赤十字事業にご理解をいただいたうえで、活動資金(社資)の確保にご協力をお願いしております。

赤十字事業の趣旨を理解し、これを支持する人はだれでも「社員」になることができます。

日本赤十字社の主な財源は、社員が納める社費のほか、任意に寄せられる寄付金があり、これらを総称して「社資」と呼んでいます。

赤十字事業は、社資によって支えられています。

なお、本制度については、現在、本社において、時代と社会環境の変化に合わせ、今後より良い制度にするために、一部見直しの検討が進められています。

第11 地域における赤十字活動

赤十字活動は、防災・保健・福祉・教育等の各分野において、行政の手の届かない部分を補完し、健康で安全な暮らしやすい地域づくりを目指すものであることから、支部と地区・分区の連携による地域のニーズに即した赤十字活動の推進、活動実施のための基盤強化に努める。

1 地域のニーズに即した赤十字活動の推進

人口規模や年齢構成比等、地域ごとに置かれている状況とニーズが異なることから、地域における赤十字活動実施の主体である各地区・分区がそれぞれのニーズに応じた赤十字活動を展開できるよう、以下の支援を行う。

(1) 地区・分区における赤十字活動展開の支援

各地区・分区がより充実した活動を展開していく契機となるよう、関係会議等で地域における赤十字活動の取り組み事例や課題の共有を行う。

特に、地区・分区が主体となった赤十字活動の一層の推進、赤十字の認知度向上及び支援者増強のため、地区・分区の協力を仰ぎながら、地域の特色に合わせた効果的な赤十字運動実施の方法を検討する。

(2) 地区分区交付金の有効活用促進

赤十字活動の財源となる地区分区交付金の有効活用を促すため、各地区・分区に向け、活動にともなう具体的な交付金の活用例について情報提供を行う。

2 地域における赤十字活動実施のための基盤強化

支部、地区・分区間の連携及び赤十字活動に対する関係者の理解が赤十字活動展開の基盤となることから、支部及び各地区・分区間の連携を密にし、赤十字業務の標準化・効率化、適正な活動実施に取り組む。

(1) 支部及び各地区・分区間の連携強化

支部、地区・分区間で赤十字事業に対する方向性を共有し、関係者から事業に対する多くの支持を得られるよう、以下の会議及び研修会を開催する。

- 地区・分区長会議 (4月)
- 新任事務委員研修会 (4月)
- 赤十字活動推進会議・研修会 (9月)
- 地区・分区事務委員連絡会議 (平成29年2月)

(2) 赤十字業務の標準化と効率化

赤十字活動マニュアルの活用により地域における各種事業の位置づけを明確にし、関係者の赤十字関連業務に対する理解促進及び負担軽減を図る。また、情報管理システム

を活用し、業務の効率化を図る。

(3) 適正な活動実施

社員への説明責任を果たすため、業務の自己点検を各地区・分区に依頼するとともに、地区分区業務実査（10 地区・分区対象）を実施し、赤十字活動を適正に実施する。

第12 事業推進のための会議と事業を担う人材の育成

1 評議員会

各事業の計画、実施状況、予算・決算等について審議するため、評議員会を以下のとおり開催する。

(1) 平成28年6月

ア 平成27年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業報告並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件

イ その他重要な業務に関する件についての審議

(2) 平成29年2月

ア 平成29年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件

イ その他重要な業務に関する件についての審議

○地区・分区選出評議員	62名		
○支部長選出評議員	9名	計	71名

2 参与会議

各事業の計画及び予算等について意見を聴取するため、参与会議を以下のとおり開催する。

(1) 平成29年1月

ア 平成29年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等についての意見聴取

イ その他必要な活動（業務）の報告など

支部参与	○千葉県防災危機管理部長
	○千葉県健康福祉部長
	○千葉県教育長

3 研修会の開催

赤十字職員として共通に求められる赤十字及び赤十字事業に関する事項や、各階層に求められる職務上必要な事項、業務遂行において有効なビジネス手法等、赤十字職員として広く一般的に求められる見識を習得し、県民の信頼に応え、赤十字運動を担える人材を育成することを目的に、3施設（支部・病院・血液センター）で次の研修を開催する。

なお、研修は当支部独自に行うほか、スケールメリットを活かして第2ブロック支部（関東+新潟・山梨）で共同開催する。

(1) 階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施する。

ア 新規採用職員研修

イ 一般職員研修

ウ 新任係長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）

エ 係長級職員研修

オ 新任課長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）

カ 課長級職員研修

(2) 課題別研修特定のテーマについて専門的な知識を習得し、職員のビジネス手法の向上を図ることを目的に実施する。

第13 収支予算の概要

1 一般会計

平成28年度一般会計歳入歳出予算については、737,734千円を計上したが、これは前年度に比べ25,625千円の減、率にして3.4%の減となっている。主な要因については、以下のとおりである。

歳入予算では、地域経済状況の好転が遅れているなか、地区・分区からの社資の増加が難しい現状を勘案して、「第1項 社資収入」は前年度に比べ10,000千円の減、率にして1.6%減の620,000千円を計上した。

また、社資収入に対する資金（積立金）保有割合が6割以下の支部に対し本社から交付される「財政調整交付金」の対象から外れることから、「第3項 補助金及び交付金収入」がゼロとなり、前年度に比べ16,792千円減となった。なお、歳出における「第10項 積立金支出」が率にして29.6%減となっているのは、財源の一つとなるこの交付金の減に伴うものである。

歳出予算については、既存事業の見直しを行い、経費の削減に努めるとともに、県民から寄せられる赤十字への期待と要請に応える事業活動を展開するため、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努めたところである。

結果として、赤十字活動すべての事業において「災害救護」の視点から活動実践を計画し、「第1項 災害救護事業費」をはじめ、大半の歳出項目で前年度に比して減額することができた。

次に、「第2項 社会活動費」については、新たな心肺蘇生ガイドライン2015に伴い、講習普及の展開にあたる指導ボランティアのスキルアップ等を図るとともに、地域における講習を積極的に開催することから、3,698千円の増、率にして2.3%増となった。

更に、「第3項 国際活動費」については、これまで当支部において参加していた青少年教育等支援事業が平成27年度をもって終了するため、救急法普及支援事業への参加を計画している。支援国数は3カ国から4カ国に増えているが、1,000千円の減、率にして15.6%の減となった。

また、「第13項 資産取得及び資産管理費」については、近年、特に急増するサイバー攻撃や不正アクセスに対する万全なセキュリティ対策を講じる必要があることから、167千円の増、率にして1.9%の増となった。

平成28年度 一般会計歳入歳出予算総括表

1 歳 入

(単位：千円・%)

科 目	平成28年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 支部収入				
第1項 社 資 収 入	620,000	630,000	△ 10,000	△ 1.6
第2項 委 託 金 等 収 入	0	0	0	-
第3項 補助金及び交付金収入	0	16,792	△ 16,792	△ 100.0
第5項 繰 入 金 収 入	5,000	6,000	△ 1,000	△ 16.7
第10項 雑 収 入	82,734	81,273	1,461	1.8
第11項 前 年 度 繰 越 金	30,000	29,294	706	2.4
合 計	737,734	763,359	△ 25,625	△ 3.4

2 歳 出

(単位：千円・%)

科 目	平成28年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 支部費				
第1項 災 害 救 護 事 業 費	80,084	80,963	△ 879	△ 1.1
第2項 社 会 活 動 費	167,015	163,317	3,698	2.3
第3項 国 際 活 動 費	5,397	6,397	△ 1,000	△ 15.6
第4項 指定事業地方振興費	50,000	50,000	0	0.0
第5項 地区分区交付金支出	75,200	75,900	△ 700	△ 0.9
第6項 社 業 振 興 費	92,126	96,698	△ 4,572	△ 4.7
第7項 基盤整備交付金・補助金支出	3,096	3,096	0	0.0
第10項 積 立 金 支 出	46,993	66,716	△ 19,723	△ 29.6
第12項 総 務 管 理 費	124,265	125,381	△ 1,116	△ 0.9
第13項 資産取得及び資産管理費	8,808	8,641	167	1.9
第14項 本 社 送 納 金 支 出	81,750	83,250	△ 1,500	△ 1.8
第15項 予 備 費	3,000	3,000	0	0.0
合 計	737,734	763,359	△ 25,625	△ 3.4

2 医療施設特別会計

平成 28 年度医療施設特別会計収益的収入及び支出予算は、収入総額 21,433,318 千円で前年度比 7.7%の増、支出総額は 21,423,979 千円で 5.0%の増であり、この結果、収支差引額は 9,339 千円の利益を計上した。

収入予算については、総額の 95.6%を占める医業収益を 20,482,640 千円、前年度比 9.2%増と見込んだところである。

近年、国の財政的制約による医療費抑制策が前面に出ており、病院経営が大変厳しい状況にあるが、平成 27 年度整備した手術室の増設、NICU 及び通院治療センターの増床等による収益の増加を見込んだものである。

支出予算については、総額の 96.9%を占める医業費用を 20,760,681 千円、前年度比 5.1%増を見込んだところである。

これは、化学療法に使用する高額医薬品の使用量増加に伴う材料費の増加、また、医師、看護師等の確保に伴う給与費の増を見込んで計上したものである。

次に、資本的収入及び支出予算は、総額で 730,151 千円を計上したが、その主な内容は、医療機器等の整備に 184,355 千円、施設設備の改修に 30,000 千円、A 棟建設及び医療情報システム等にかかる借入金の元金償還に 362,056 千円である。

なお、その財源については、内部留保金（自己資金）、各種補助金をもって賄うこととしている。

平成28年度 医療施設特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成28年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院収益				
第1項 医業収益	20,482,640	18,757,556	1,725,084	9.2
第2項 医業外収益	915,443	1,105,386	△ 189,943	△ 17.2
第3項 医療社会事業収益	8,121	9,135	△ 1,014	△ 11.1
第4項 付帯事業収益	27,114	31,716	△ 4,602	△ 14.5
第5項 特別利益	0	0	0	-
合 計	21,433,318	19,903,793	1,529,525	7.7

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成28年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院費用				
第1項 医業費用	20,760,681	19,746,311	1,014,370	5.1
第2項 医業外費用	394,457	395,347	△ 890	△ 0.2
第3項 医療奉仕費用	220,795	201,846	18,949	9.4
第4項 付帯事業費用	34,964	46,344	△ 11,380	△ 24.6
第5項 特別損失	5,806	10,916	△ 5,110	△ 46.8
第6項 法人税等	7,276	10,026	△ 2,750	△ 27.4
第7項 予備費	0	0	0	-
合 計	21,423,979	20,410,790	1,013,189	5.0

収支差引額 9,339 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成28年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院収入				
第1項 固定負債	109,570	569,651	△ 460,081	△ 80.8
第3項 その他資本収入	620,581	715,929	△ 95,348	△ 13.3
合 計	730,151	1,285,580	△ 555,429	△ 43.2

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成28年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院費				
第1項 固定資産	231,625	755,531	△ 523,906	△ 69.3
第2項 借入金等償還	498,526	530,049	△ 31,523	△ 5.9
合 計	730,151	1,285,580	△ 555,429	△ 43.2

3 予算の積算基礎となる患者数

科 目	平成28年度予算額	前 年 度	増減額	増減率	
入院患者数	年 間	237,600	226,920	10,680	4.7
	1 日 平 均	651	620	31	5.0
外来患者数	年 間	284,400	278,300	6,100	2.2
	1 日 平 均	1,170	1,150	20	1.8

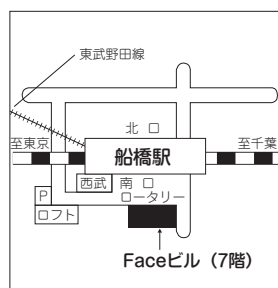
施設一覧

施設名	住所
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812
日本赤十字社千葉県支部義肢製作所	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7535 FAX 043-241-7586
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-6477
千葉県赤十字血液センター	〒274-0053 船橋市豊富町690 TEL 047-457-0711 FAX 047-457-7304
千葉県赤十字血液センター千葉港事業所	〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-8331 FAX 043-241-8813
千葉県赤十字血液センター鴨川供給出張所	〒296-0032 鴨川市花房57-3 TEL 04-7099-1611 FAX 04-7099-1613

県内献血ルーム

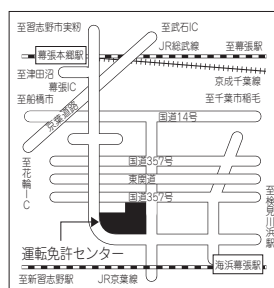
献血ルームフェイス (JR船橋駅南口 Faceビル7階)

※西側入口のエレベーターで7階
〒273-0005
船橋市本町1-3-1
Tel 047-460-0521
Fax 047-460-0522
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



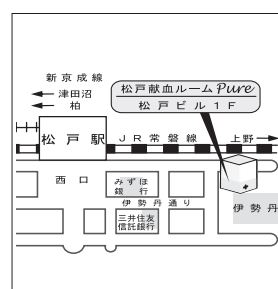
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許センター内)

〒261-0025
千葉市美浜区浜田2-1
Tel 043-276-3641
Fax 043-276-3955
受付時間 9:00~13:00
14:00~16:30
(日曜日は16:10)
休日: 土曜日・祝日・年末年始



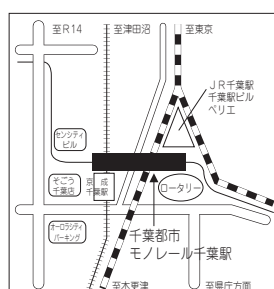
松戸献血ルーム Pure (松戸ビル1階)

※JR松戸駅西口伊勢丹松戸店隣
〒271-0092
松戸市松戸1307-1
Tel 047-703-1006
Fax 047-703-1007
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



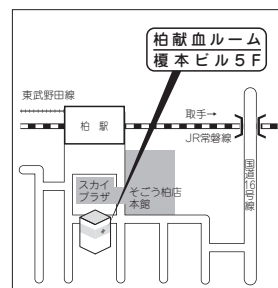
モノレールちば駅献血ルーム (モノレール千葉駅構内)

〒260-0031
千葉市中央区新千葉1-1-1
Tel 043-224-0332
Fax 043-224-0431
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



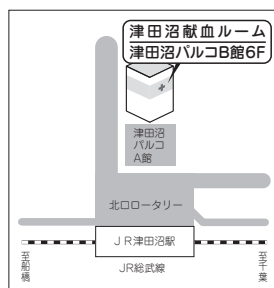
柏献血ルーム (榎本ビル5階)

※入口の右側エレベーターで5階
〒277-0005
柏市柏2-2-3
Tel 04-7167-8050
Fax 04-7163-6045
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



津田沼献血ルーム (津田沼パルコB館6階)

〒274-0825
船橋市前原西2-19-1
Tel 047-493-0322
Fax 047-493-0323
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始
商業施設休館日(不定期)



※運転免許センター献血ルームは、全血献血(200mL・400mL)のみの受入。
※各献血ルームの成分献血受付終了時間は午前中は12:00、午後は17:00。

案内略図

1 千葉県赤十字会館

JR総武線
 千葉駅
 京成線
 京成千葉
 モノレール
 至東京
 国道14号・357号
 千葉市役所
 市役所前駅
 コミュニティーセンター
 NHK
 日赤会館
 千葉みなと駅
 JR京葉線
 至蘇我

- ・日本赤十字社千葉県支部
 〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
 TEL 043-241-7531 (代)
 FAX 043-248-6812
<http://www.chiba.jrc.or.jp>
- ・千葉県赤十字血液センター 千葉港事業所
 〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7
 TEL 043-241-8331 (代)
 FAX 043-241-8813

◆ JR千葉駅よりモノレールをご利用の場合は、「千葉みなと」行きにご乗車のうえ「市役所前」で下車ください。

2 成田赤十字病院

至ニュータウン
 至宗吾
 京成線
 京成公津の杜駅
 至上野
 成田赤十字病院
 日赤前バス停
 一本松跡
 旧成田街道
 JR成田線
 JR成田駅 至佐原
 京成成田駅 至成田空港
 至千葉
 富里インター 東関東高速
 至千葉・東京
 至成田空港
 至佐原
 国道51号

- ・成田赤十字病院
 〒286-8523 成田市飯田町90-1
 TEL 0476-22-2311 (代) FAX 0476-22-6477
<http://www.narita.jrc.or.jp>

JR成田駅、京成成田駅下車
 千葉交通バス5分、日赤前下車
 (成田ニュータウン方面
 宗吾・甚兵衛渡行き利用)
 京成公津の杜駅下車徒歩15分

3 千葉県赤十字血液センター

三咲駅
 船橋県民の森
 コンビニエンスストア
 市川市農協豊富支店
 小室
 ふなばしアンデルセン公園
 血液センター
 八千代市農協睦支店
 中山CC
 国道16号
 島田台
 睦公民館
 睦中学校
 至高木戸駅
 根
 北習志野駅
 至成田

- ・千葉県赤十字血液センター
 〒274-0053 船橋市豊富町690
 TEL 047-457-0711(代)
 FAX 047-457-7304
 供給FAX 047-457-8397
<http://www.chiba.bc.jrc.or.jp>

